

2018年12月17日 全16頁

法律・制度 Monthly Review 2018.11

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
藤野 大輝

[要約]

- 11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 11月は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案が公表されたこと（2日）、「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」等が公表されたこと（21日）、「経済政策の方向性に関する中間整理」が公表されたこと（26日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

◀ 目次 ▶

○11月の法律・制度レポート一覧	2
○11月の法律・制度に関する主な出来事	3
○12月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
「情報銀行」の事業化に向けた始動	7
○レポート要約集	12
○11月の新聞・雑誌記事・TV等	16
○11月のウェブ掲載コンテンツ	16

◇11月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
1日	FASB ののれんの会計処理の検討状況 ～のれんの会計処理に関して 関係者から意見募集予定～	金本 悠希	企業会計	2
5日	パーゼル規制の最近の動向 ～マーケット・リスク規制の見直しについて、 今年末頃の完了を目指す～	金本 悠希	金融規制	3
7日	年金生活者の実質可処分所得はどう変わってきたか ～モデル世帯の実質可処分所得の試算 (2011～2017年実績)～	是枝 俊悟	税制	12
	幼児教育無償化による家計への影響試算 ～280万世帯に対し、1世帯平均年21万円の 負担軽減となる見込み～	田中 大介 是枝 俊悟	税制	11
8日	投資信託・仕組債は時価評価し損益計上へ ～金融商品会計の見直しでIFRS第9号導入?～	吉井 一洋	企業会計	7
	今さら聞けない個人情報保護法のQ&A② ～個人情報の取得や利用はどう行えばいいの?～	藤野 大輝	その他法律	13
14日	開示府令改正案(政策保有株式について) ～開示項目、開示対象銘柄ともに範囲が拡大～	藤野 大輝	金融商品 取引法	7
16日	法律・制度 Monthly Review 2018.10 ～法律・制度の新しい動き～	藤野 大輝	その他法律	16
20日	「情報銀行」の事業化に向けた始動 ～事業者等の認定が開始する一方で データの標準化等の課題は残る～	藤野 大輝	その他法律	12
21日	米国対内投資規制の一部が施行開始 ～重要技術を有する特定産業への投資は、 CFIUSの審査が義務に～	鳥毛 拓馬	金融制度	5
22日	取締役報酬を巡る会社法制見直しの議論	横山 淳	会社法	7
26日	開示府令改正案(役員報酬の開示拡充へ) ～報酬額等の決定方針、業績連動報酬などについて 開示が拡充される～	藤野 大輝	金融商品 取引法	8

◇11月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
2日	<p>◇金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表。財務情報及び記述情報の充実、役員の報酬・政策保有株式に関する開示の拡充、監査の状況の開示項目の追加などについて改正（12月3日まで意見募集）。財務情報及び記述情報の充実などについては2020年3月31日以後に終了する事業年度、それ以外については2019年3月31日以後に終了する事業年度から適用予定。</p> <p>◇金融庁「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」（第1回）が開催。会計監査の現況と今後の課題・論点等について整理。</p> <p>◇アジア証券人フォーラム（ASF）の年次総会にて、「SDGsに関するバリ宣言」が採択。</p> <p>◇厚生労働省、第6回社会保障審議会年金部会を開催。年金受給開始時期の繰上げ、繰下げ、在職老齢年金制度のあり方等を審議。</p> <p>◇米証券取引委員会（SEC）、ブローカーの注文処理等に関する情報開示を強化するルールを採用。</p>
5日	<p>◇金融庁の金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第16回）開催。高齢社会における金融サービスについて、金融機関からヒアリングした上で議論。</p> <p>◇経済産業省、公正取引委員会、総務省、「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」中間論点整理（案）を公表（12月4日まで意見募集）。デジタル・プラットフォーマーに対する法的評価や、透明性・公正性について検討。</p>
6日	<p>◇経済産業省、「賃上げ・生産性向上のための税制及び所得拡大促進税制に関するQ&A集」を改訂。給与所得となる手当を商品券で支給した場合の扱いなどについて明確化。</p>
7日	<p>◇政府税制調査会第20回総会が開催。連結納税、国際課税、経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方、相続税・贈与税の非課税財産や諸外国との比較などについて議論。</p> <p>◇金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針・KPIを公表した金融事業者のリストを更新。自主的なKPIを公表している金融事業者は416社（2018年9月末時点）。</p>
8日	<p>◇国税庁、「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」を改訂。軽減税率の扱い等について、Q&Aを追加。</p> <p>◇金融庁、「FinTech実証実験ハブ」設置後、初めて当該スキームを通じた支援を行うことを決定。</p> <p>◇SEC、ICOのトークンのプラットフォームに対して、無資格で取引所を開設したとして罰金を科す。</p>
9日	<p>◇金融庁の金融審議会「金融制度スタディ・グループ」（第3回）開催。決済分野の規制の横断化と柔構造化、決済分野の対象範囲等について議論。</p> <p>◇内閣府、「インターネットの安全・安心に関する世論調査」の結果を公表。インターネットの利用に関連するトラブルについて、「不安がある（小計）」が67.6%。</p>
12日	<p>◇金融安定理事会（FSB）、「サイバー用語集」を公表。</p>
13日	<p>◇内閣、天皇の即位等に伴う祝日の特例法案を国会提出（12月4日に衆院可決）。</p>
14日	<p>◇保険監督者国際機構（IAIS）、市中協議文書「保険セクターのシステムリスクに対する包括的枠組み」を公表（コメント期限は2019年1月25日まで）。</p> <p>◇FSB、「『主要な金利指標の改革』進捗報告書」を公表。</p> <p>◇FSB、IAISの提案する保険のシステムリスク枠組みを歓迎し、2018年ではグローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の特定をしないことを決定する旨を公表。</p> <p>◇証券監督者国際機構（IOSCO）、市中協議書「投資ファンドのレバレッジ評価枠組みに関する提案」を公表（コメント期限は2019年2月1日まで）。</p>
15日	<p>◇日本公認会計士協会（JICPA）、「非営利法人委員会実務指針第34号『公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例』の改正について」を公表。</p>

15日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、告示を一部改正し、2018年6月30日までに国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際会計基準を指定国際会計基準とし、同日までに企業会計基準委員会（ASBJ）が公表した修正国際基準を修正国際基準とする。 ◇FSB、「破綻処理改革の実施に関する第7次報告書」、ディスカッションペーパー「清算機関の破綻処理をサポートする財務資源および破綻処理における清算機関の株式の取扱い」（コメント期限は2019年2月1日まで）を公表。 ◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、AUP4400「合意された手続」の改訂に係る公開草案を公表（コメント期限は2019年3月15日まで）。 ◇財務会計基準審議会（FASB）、貸倒損失基準の移行要件と範囲を修正する会計基準アップデートを公表。 ◇欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、欧州ラボの運営グループメンバーを任命。第一回の会合は11月27日に開催。
16日	<ul style="list-style-type: none"> ◇FSB、「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）の2018年リスト」を公表。BPCEグループが追加、ノルデア銀行、スコットランド王立銀行が除外され、全29行に。 ◇ICOの発行者2社が、SECの訴訟を受け、トークンを証券として登録することに合意。
19日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際会計士連盟（IFAC）、G20に対して、グローバル経済を進展させるための10の提言を公表。統合報告の活用、安全かつ電子化された投資環境等について提言。 ◇FSB、「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する第13次進捗状況報告書」を公表。 ◇FSB、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、BIS決済・市場インフラ委員会（CPMI）、IOSCO、最終報告書「店頭（OTC）デリバティブ取引について中央清算を行うインセンティブ」を公表。 ◇IOSCO、「『商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則』の実施状況に関する報告書（第3次）」を公表。 ◇FASB、貸倒損失、ヘッジ、認識、測定に関する基準についてのガイダンスの範囲を明確にし、改善するための会計基準アップデート案を公表（コメント期限は2018年12月19日まで）。
20日	<ul style="list-style-type: none"> ◇自由民主党政務調査会の経済成長戦略本部、「消費税率引上げに伴う対策について」を公表。 ◇総務省の地方財政審議会「地方法人課税に関する検討会」、報告書を取りまとめ。新たな税源偏在是正措置の具体的な方策等について提言。 ◇FSB、「金融規制改革のインフラ投資への影響の評価」を公表。
21日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国税庁、「『内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱いについて』の一部改正について（法令解釈通達）」を公表。「その他の財産」に財産的価値のある仮想通貨を追加。 ◇国税庁、「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」等を公表。仮想通貨の相続税・贈与税における扱いや財産債務調書への記載が必要であること等が明らかにされたほか、申告に必要な仮想通貨の所得金額等が自動計算される「仮想通貨の計算書」を掲載。 ◇相続法を含む民法等の改正の施行日が決定。原則として2019年7月1日に施行。 ◇JICPAの監査事務所情報開示検討プロジェクトチーム、「監査品質の指標（AQI）に関する研究報告」を公表。 ◇JICPAの監査事務所情報開示検討プロジェクトチーム、「監査法人の計算書類及び監査報告書の文例に関する研究報告」を公表。これに伴い、公認会計士法改正対策プロジェクトチーム研究報告「監査法人の計算書類に係るひな型」は廃止。
22日	<ul style="list-style-type: none"> ◇経済産業省、「SDGs経営／ESG投資研究会」を設置。企業が経営にSDGsをどう取り込むか、投資家はそれをどう評価するか等について検討。
26日	<ul style="list-style-type: none"> ◇未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議、「経済政策の方向性に関する中間整理」を公表。Society5.0の実現、地銀や乗合バス等への競争政策（独占禁止法）上の制度創設・ルールの整備、消費税増税対策、65歳以上への継続雇用年齢の引上げ、キャッシュレス社会等について検討。

26日	◇FSB、新議長に元副議長クオールズ氏を、新副議長にオランダ中央銀行のクノット総裁を任命。
27日	◇全国銀行協会、「SDGs シンポジウム」にて、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に、金融団体として初の賛同を表明。 ◇金融庁、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を再開。資本コストを意識した経営、政策保有株式、開示項目の充実（プリンシプルベースのガイダンスを含む）等を課題として挙げる。
28日	◇内閣府、「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」を公表。 ◇EFRAG、IFRS 第9号「金融商品」に基づく持分金融商品（株式）の会計処理に関する欧州委員会からの技術的助言の要請に応じ、対応を公表。
30日	◇内閣府、「マイナンバー制度に関する世論調査」の結果を公表。マイナンバーカードを「取得していないし、今後も取得する予定はない」が53.0%。 ◇「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約」が公布。

◇12月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2018年 (H30)	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。 ◇改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出期限。
2019年	1月1日	◇NISAの口座開設申込時の即日買付けの実施。 ◇（2019年1月1日以後開始事業年度より）税法上の「恒久的施設」（PE）の定義の見直しが施行。 ◇e-Tax（国税電子申告・納税システム）において、税務署で本人確認後に発行されるIDとパスワードを利用した「ID・パスワード方式」が利用可能に。 ◇IFRS16号「リース」発効。 ◇「BEPS防止措置実施条約」がわが国にて発効予定。
	1月4日	◇コンビニエンスストアでQRコードを利用した税の納付が可能に。
	1月13日	◇民法（相続法）の改正のうち、自筆証書遺言の方式緩和が施行。
	3月31日	◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行（国内基準行）。 ◇G-SIBs（3メガバンク）へのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。 ◇安定調達比率を導入（国際統一基準行）。 ◇ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の枠組みの見直しが実施予定（国際統一基準行及び国内基準行）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。 ◇特定美術品の相続税の納税猶予制度の適用が開始。
	6月15日	◇改正消費者契約法が施行。
	7月1日	◇企業型確定拠出年金（企業型DC）の運営管理機関について、運用商品（デフォルト運用商品を含む）の一覧のインターネット公表が義務付け。 ◇いわゆる営業職員による確定拠出年金加入者への情報提供等が可能となる（兼務規制の緩和）。 ◇不正競争防止法等の一部改正法が施行。データの不正取得等を不正競争行為に位置付け、民事上の措置を設ける。 ◇民法（相続法）の改正法が原則施行。

2019年	7月16日	◇株式等の決済期間が、現行のT+3（約定日の3営業日後に決済）からT+2（約定日の2営業日後に決済）に短縮（約定分）。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。 ◇ 幼児教育無償化の実施（予定） 。
2020年	1月1日	◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。 ◇投資信託等の外国税額控除の見直し。 ◇ IASの「重要性がある」の定義の修正が発効 。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇（2020年4月1日以後開始事業年度より）大法人の電子申告が義務化。 ◇改正民法（債権法）が施行。 ◇ 民法（相続法）の改正のうち、配偶者の居住権の創設について施行 。
	7月10日	◇ 民法（相続法）の改正のうち、自筆証書遺言の保管制度の創設が施行 。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。 ◇野村HDへのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇（2021年4月1日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より）収益認識に関する会計基準が適用。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2022年	3月31日	◇バーゼルⅢ、完全施行（資本フロア規制は2027年までに段階的施行）。 ◇G-SIBs（3メガバンク）へのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。
	4月1日	◇成人年齢（成年年齢）が20歳から18歳に引き下げ。
2023年	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。
2024年	3月31日	◇野村HDへのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。
2027年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用（72.5%）。

※原則として、11月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース（一部見込みを含む）で記載。今回新規に追加・修正したものは太字で記載。

◇今月のトピック

「情報銀行」の事業化に向けた始動

～事業者等の認定が開始する一方でデータの標準化等の課題は残る～

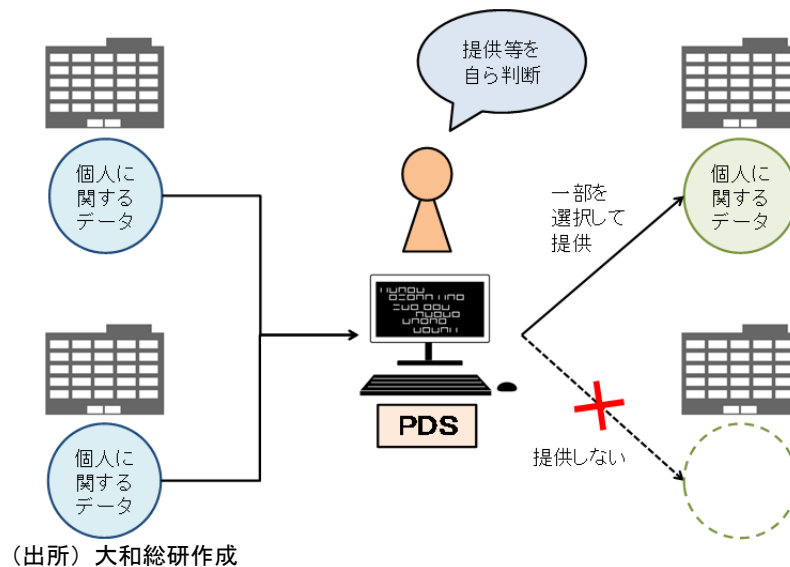
2018年11月20日

藤野 大輝

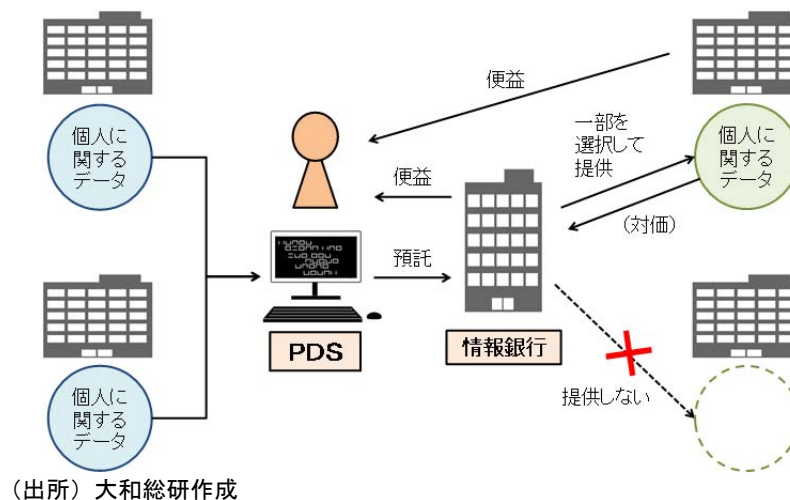
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181120_020456.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

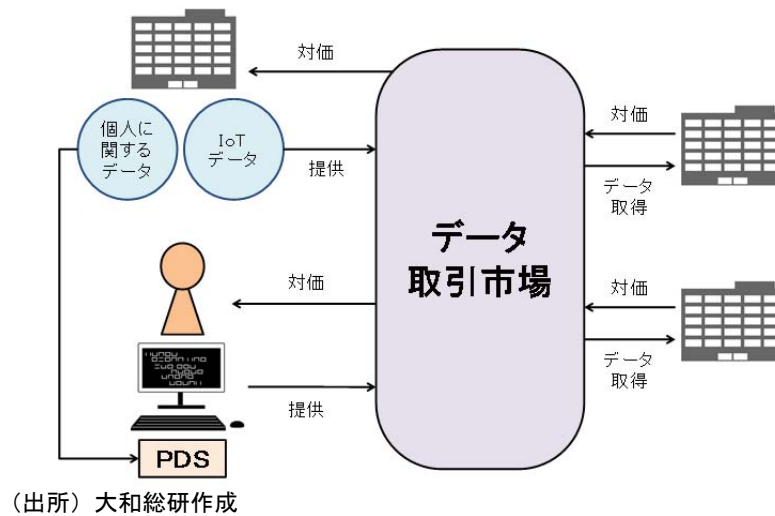
図表1 パーソナルデータストア（分散型）の仕組み



図表2 情報銀行の仕組み



図表3 データ取引市場の仕組み



図表4 わが国での情報銀行に関する議論

時期	省庁・組織	会議体	公文書等	主な内容・提言	
2016年	9月16日	内閣官房	データ流通環境整備検討会の検討内容①について(案)	本人同意に基づく個人情報の円滑な流通を可能とする環境整備の必要性を説き、その仕組みの例として情報銀行に言及	
2017年	1月27日	総務省	情報通信審議会	「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第三次中間答申	「パーソナルデータの活用と個人情報のコントロールabilityの確保を同時並行的に促すためには、パーソナルデータを個人の許諾したルールに沿って提供し対価を得る代理人的機能として、いわゆる情報銀行に係る制度を検討することが求められる」
	3月15日	内閣官房	AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ	中間とりまとめ	パーソナルデータを含めた大量のデータの円滑な流通のためには情報銀行等が有効とし、推進のための課題としてサイバーセキュリティや苦情処理等に言及
	5月30日			個人情報保護法改正	個人情報の定義の明確化や匿名加工情報制度の導入、オプトアウトの手続きの厳格化等
	6月9日	内閣官房	日本経済再生本部	未来投資戦略2017	2017年度に官民が連携した実証事業を実施しつつ、情報銀行等の制度の在り方等について検討。2018年度以降は情報銀行等の実装に向けて、検討を踏まえた取組を推進
	7月20日	総務省	情報通信審議会	「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第四次中間答申	「2017年夏から情報信託機能に係るルールの在り方について、実証実験を通じて更に具体的に検証を進めるとともに、内閣官房 IT 総合戦略室において関係府省の協力を得て開催されている「データ流通環境整備検討会」との連携を図り、任意の認定制度等を含む所要の制度の在り方について、検討を加速化する」
2018年	5月11日		次世代医療基盤法施行	要配慮個人情報に当たる個人の医療情報も、一定の基準を満たす場合、オプトアウトの形で「認定匿名加工医療情報作成事業者」に提供可能に	
	5月15日	総務省	情報信託機能活用促進事業に係る提案の公募	情報信託機能等のモデルケースとなり、課題の整理をするために、先駆的な事業を公募	
	6月15日	内閣官房	日本経済再生本部	未来投資戦略2018	今後の展開として、任意の認定スキームを開始するとともに、実証事業等を通じガイドラインを作成する方針
	6月26日	総務省 経済産業省	情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会	情報信託機能の認定に係る指針ver.1.0	情報信託機能を担う者について、民間団体によるルールの下、任意の認定をする制度の指針
	7月18日	総務省		情報信託機能活用促進事業に係る委託先候補の決定	旅行会社、電力会社、銀行等の6件を委託先候補として決定
	7月31日	内閣官房	データ流通・活用ワーキンググループ		情報銀行、データポータビリティ等について論点の整理、検討
	9月20日	総務省	情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 金融データWG		情報銀行の検討状況について整理し、情報信託機能の認定に係る指針の見直しに向けて検討
	10月12日	総務省	情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 健康・医療データWG		情報信託機能の認定に係る指針では対象外とされた健康・医療データの利活用について検討

(出所) 各省庁等より大和総研作成

図表 5 情報信託機能の認定基準の一部

	項目	要件の内容(例)
事業者の適格性	経営面の要件	・法人格を持つこと ・一定の資産規模を持つこと
	業務能力など	・類似の業務経験を有している、プライバシーマーク・ISMS認証などを有している等
情報セキュリティ等	基本原則	・情報セキュリティ及びプライバシーに関する十分な人的体制を確保していること
	遵守基準	・個人情報の取り扱い等について、プライバシーマーク等の取得をしていること
	情報セキュリティ組織	・責任者の明確化、組織体制を構築
	人的資源の情報セキュリティ	・情報セキュリティの意識向上、教育等の実施
ガバナンス体制	諮問体制	・社外委員を含む諮問体制を設置していること
	透明性	・提供先第三者、利用目的等を開示する体制が整っていること
	認定団体との間の契約	・認定団体との間で契約を締結すること
事業内容	契約約款の策定	・モデル約款(後述)の記載事項に準じ、契約約款を作成・公表していること
	個人への明示及び対応	・事業について個人に明示し、本人の同意を取得すること
	個人のコントロール性を確保するための機能について	・提供先の選択、提供履歴の閲覧、第三者提供の停止等が可能になっていること

(注) 上記は認定基準の一部であり、当指針にはより詳細な認定基準とその内容について記載がある。

(出所) 「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」より大和総研作成

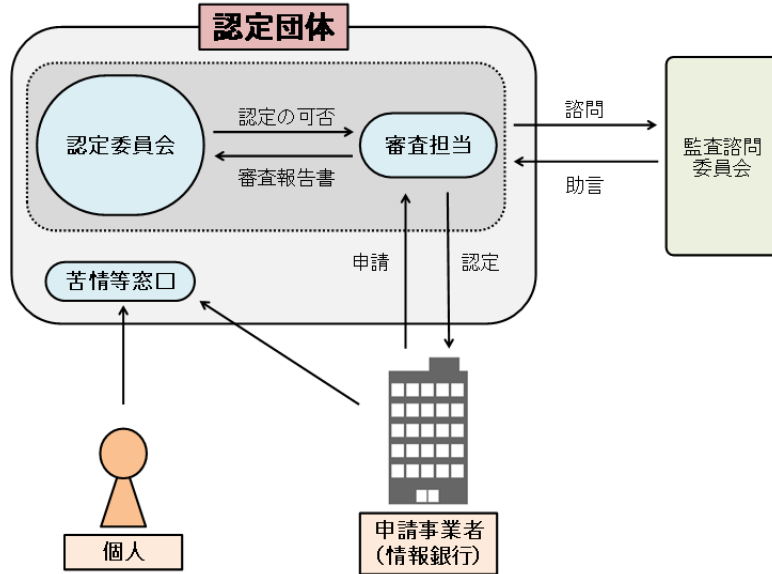
図表 6 モデル約款の記載事項の一部

	契約条項	例
個人と情報銀行の間	目的	個人データの本人の利益を図るためにデータを適正に管理・利用することを定める
	定義	個人情報の定義等
	業務範囲	業務の内容、便益、データ範囲等を明記
	情報銀行が担う義務	個人情報の安全管理措置を講じる 対象とする個人情報とその取得方法、利用目的の明示
情報銀行と情報提供元の間	提供データの形式等に関する規定	情報銀行へデータを提供する仕組みや手法等
	情報漏えい時の対応	情報漏えい時は速やかに情報提供元へ通知する等
情報銀行と情報提供先の間	提供データの形式等に関する規定	情報提供先へデータを提供する仕組みや手法等
	情報漏えい時の対応	情報漏えい時は速やかに情報銀行へ通知する等
	情報の利用範囲等の規定	個人から同意を得ている利用目的の範囲内での活用等

(注) 上記はモデル約款の記載事項の一部であり、当指針にはより詳細な認定基準とその内容について記載がある。

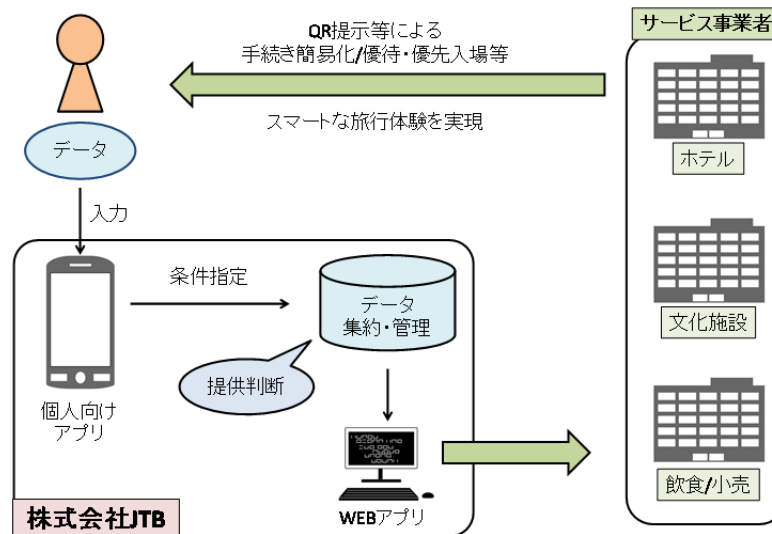
(出所) 「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」より大和総研作成

図表 7 情報信託機能の認定団体の運用スキーム



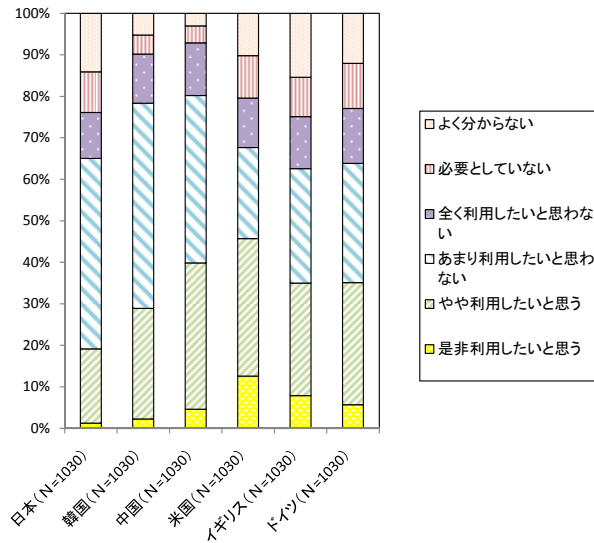
(出所)「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」より大和総研作成

図表 8 「情報信託機能を活用した次世代型トラベルエージェントサービス」のイメージ

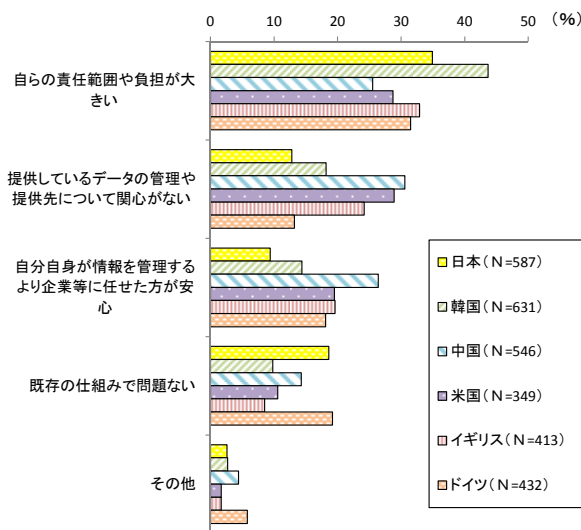


(出所) 総務省「平成 30 年度予算 情報信託機能活用促進事業に係る委託先候補の決定」別紙 2 より大和総研作成

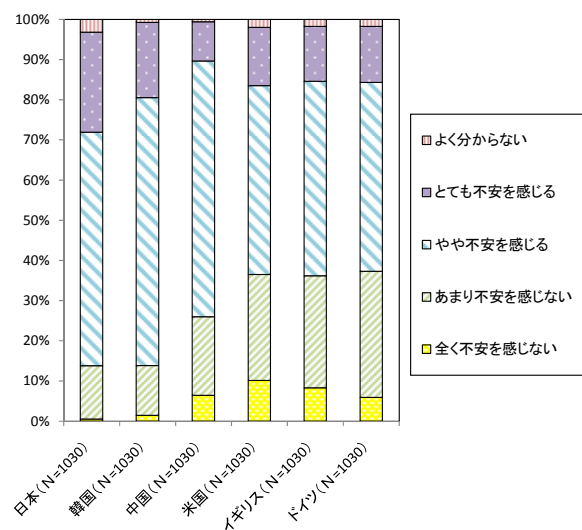
図表 9 PDS や情報銀行を利用してみたいと思うか



図表 10 PDS・情報銀行を利用したくない理由 (複数回答可)



図表 11 企業等のサービス利用時にパーソナルデータを提供することに不安を感じるか



(注 1) 図表 9、11 は 20 代～60 代の男女 1030 人 (各年代の男女それぞれ 130 人ずつ) を、図表 10 は図表 9 の質問で「全く利用したいと思わない」、「あまり利用したいと思わない」と回答した者を対象にアンケートを行っている。
 (注 2) 図表 9 のアンケート調査では従来のパーソナルデータ利用の仕組み、PDS・情報銀行といった新たなパーソナルデータ利用の仕組み、メリット・デメリットを説明した上で聴取した。
 (出所) (図表 9～11) 総務省「パーソナルデータ提供等に係る消費者向け国際アンケート調査」(平成 29 年) より大和総研作成

◇レポート要約集

【1日】

FASB ののれんの会計処理の検討状況

～のれんの会計処理に関して関係者から意見募集予定～

10月24日、FASB（米国財務会計基準審議会）が会合を開催し、のれんの会計処理等について議論し、関係者から意見募集することを暫定的に決定した。

米国の現行の会計基準では、非上場企業に対してはのれんの償却が認められている一方、上場企業に対してはのれんの償却は認められず、少なくとも年に1回、減損テストを行うこととされている。

現時点では、FASB としてのれんの会計処理を見直すことを決定したわけではない。ただし、同日の会合に提出された検討用資料では、上場企業におけるのれんの会計処理について、のれんを償却する選択肢が示されており、今後の議論が注目される。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/commercial/20181101_020410.html

【5日】

バーゼル規制の最近の動向

～マーケット・リスク規制の見直しについて、今年末頃の完了を目指す～

9月19日・20日に、バーゼル委は会合を開催し、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の2018年リストに合意したほか、レバレッジ比率規制、マーケット・リスクの枠組み、合意済みのバーゼル規制の実施等について議論した。

同会合では、マーケット・リスクの枠組みの見直しを2018年末頃に最終化することが企図されていることが明らかにされた。

また、同会合を受け、バーゼル委は、10月下旬に、レバレッジ比率規制に係る市中協議文書や、ストレステストに係る諸原則の改訂版等を公表した。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20181105_020419.html

【7日】

年金生活者の実質可処分所得はどう変わってきたか

～モデル世帯の実質可処分所得の試算（2011～2017年実績）～

年金支給額と物価の実績値や、社会保険料等の改定を踏まえ、年金生活者世帯における2011年から2017年までの実質可処分所得をモデル世帯を設定して試算した。

2017年時点の2011年比の実質可処分所得は、①モデル夫婦世帯で4.9%、②モデル女性単身世帯で4.6%それぞれ減少した。実質可処分所得の主な減少要因は、消費税率の引上げを含む物価上昇である。

2019年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられる際は、同時に年金生活者支援給付金の支給が開始されるため、年金生活者のモデル世帯における実質可処分所得は一時的に増加する公算が大きい。しかし、中長期的には、マクロ経済スライドの実施による実質的な年金支給額の切り下げにより、年金生活者世帯の実質可処分所得は減少していくことが見込まれる。こうした「年金の目減り」を見据え、就労や資産の活用が可能な世帯においては、公的年金以外の収入を確保していく自助努力が求められるだろう。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181107_020427.html

幼児教育無償化による家計への影響試算

～280万世帯に対し、1世帯平均年21万円の負担軽減となる見込み～

2019年10月の消費税の増税に合わせて実施予定である幼児教育の無償化による家計への影響を試算した。3～5歳児の児童を持つ約280万世帯にとって、1世帯平均年21万円、合計年約5,700億円の負担減となると考えられる。

負担軽減総額が大きいのは保育所の就園児を持つ世帯であり、中でも高所得者層における影響が大きい。児童1人あたりの負担軽減額で見ると、認可外保育施設が大きい場合がほとんどであるが、その通園割合（3～5歳児）は1.5%～2%ほどに留まる。

現状、財政の厳しい市においては、世帯年収の低い世帯からもある程度の保育料を徴収している。特に認可保育所の保育料は地域によって差があるが、幼児教育の無償化により、この差は解消される。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181107_020426.html

【8日】

投資信託・仕組債は時価評価し損益計上へ

～金融商品会計の見直しでIFRS第9号導入？～

ASBJ（企業会計基準委員会）は、2018年8月30日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表し、同年11月30日まで意見募集を行っているところである。

検討項目のうち分類と測定（金融商品の評価）については、仮にIFRS第9号と同様の規定にした場合、投資信託や仕組債は、時価評価し毎期の時価の変動を損益に計上することとなるものと思われる。

財務諸表の透明性は高まりその品質は向上すると思われるが、一方で、法人のこれらの金融商品による保有や運用に影響を与えることが予想される。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/commercial/20181108_020430.html

今さら聞けない個人情報保護法のQ&A②

～個人情報の取得や利用はどう行えばいいの？～

ここもと、個人情報の保護に関する制度改正が、国内外で相次いでいる。わが国では、2015年9月に個人情報保護法が改正され、2017年5月30日から全面施行されている。個人の医療情報に関しては、別途、次世代医療基盤法が2017年5月に公布され、2018年5月11日から施行されている。海外ではEUでGDPR（EU一般データ保護規則）が2018年5月25日から施行されている。

本シリーズでは、改正された個人情報保護法に関する基本的な事項をQ&A形式で紹介する。

今回は、個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たってしなければならないことや、匿名加工情報の作成・利用、個人情報の管理の委託、個人情報が漏えいした場合の対応等について取り上げる。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181108_020429.html

【14日】**開示府令改正案（政策保有株式について）****～開示項目、開示対象銘柄ともに範囲が拡大～**

金融庁は、2018年11月2日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表した。改正案では、株式の保有状況（政策保有株式を含む）の開示に関して、開示義務の対象企業について変更はないが、保有株式全体に係る開示項目、個別銘柄情報の開示対象銘柄・開示項目、純投資目的の投資株式の開示項目について、それぞれ項目の追加、範囲の拡大がされている。改正案のうち、株式の保有状況（政策保有株式を含む）の開示については、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からの適用が予定される。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20181114_020443.html

【16日】**法律・制度 Monthly Review 2018.10****～法律・制度の新しい動き～**

10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

10月は、バーゼル規制に関して金融庁がファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の枠組みの見直し案を公表したこと（12日）、政府税制調査会が老後に備える資産形成について検討を開始したこと（23日）、米国財務会計基準審議会（FASB）がのれんの会計処理等について関係者から意見募集することを暫定的に決定したこと（24日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181116_020444.html

【20日】**「情報銀行」の事業化に向けた始動****～事業者等の認定が開始する一方でデータの標準化等の課題は残る～**

情報銀行とは、個人との契約に基づき、個人のデータを本人に代わって管理する仕組みのことを指す。契約をする個人はあらかじめ情報銀行にデータ提供に関する条件等を指示し、情報銀行はその指示に基づいて第三者への提供等を判断する。

わが国では2018年6月に総務省・経済産業省から「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」が公表され、情報銀行を行う事業者を認定する仕組みの整備が進んでいる。今後情報銀行の事業化に向けて、より本格的な動きが見られるのではないだろうか。

情報銀行には、個人が享受できるメリットの周知不足、データ管理の安全性に対する不信感、データの標準化等の課題が残されている。課題への対応を逐次検討し、個人が安心してデータを委託できるような環境が整備されていくことが期待される。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181120_020456.html

【21日】**米国対内投資規制の一部が施行開始****～重要技術を有する特定産業への投資は、CFIUSの審査が義務に～**

2018年10月10日、米国財務省は、対米外国投資委員会（CFIUS）が「2018年外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」の一部規定を試験的に実施するパイロット・プログラムを行うための暫定規則を公表し、11月10日からパイロット・プログラムが開始されている。

パイロット・プログラムでは、CFIUSの審査対象となる取引の範囲が拡大され、特定産業の重要技術に関わる米国事業への一定の非支配的投資がCFIUSの審査対象となる。また審査対象となる取引を行う外国企業は、取引に関する情報を記載した申告書をCFIUSに提出することが義務となる。当事者がCFIUSに申告書を提出しなかった場合、最大で取引金額と同額の民事制裁金が課される。

今回のパイロット・プログラムの実施を受けて、米国企業への投資等を検討する外国企業は、その投資対象となる事業が重要技術を有しているか、27の対象業種に該当するかなどにつき、社内や外部の専門家と早期に議論する必要があるだろう。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20181121_020461.html

【22日】**取締役報酬を巡る会社法制見直しの議論**

役員報酬の不適切な開示を巡る問題が話題となる中で、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会における会社法改正に向けた議論が大詰めを迎えている。

コーポレート・ガバナンスに関わる論点として、取締役報酬のあり方、具体的には、①取締役報酬等の決定方針、②取締役の個人別報酬等の決定手続、③株式報酬等の手続が注目されている。

特に、②取締役の個人別報酬等の決定手続に関しては、代表取締役への再一任には株主総会の承認を義務付けることが提案されている。これは、わが国企業における報酬決定プロセスの根幹に関わる問題であり、実務に与える影響も大きいだろう。

もっとも、仮に、この改正が見送りになったとしても、例えば、コーポレートガバナンス・コードを通じて、客観性・透明性ある手続や独立した諮問委員会の活用などが、既に要求されている。取締役の個人別報酬等の決定を代表取締役に一任する慣行に対して、株主、市場、社会の視線は、より厳しさを増すものと思われる。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181122_020467.html

【26日】**開示府令改正案（役員報酬の開示拡充へ）****～報酬額等の決定方針、業績連動報酬などについて開示が拡充される～**

金融庁は、2018年11月2日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表した。

改正案では、報酬額等の決定方針、業績連動報酬、役員報酬等に関する株主総会の決議、報酬委員会等の活動内容などに関する開示項目が拡充されている。なお、役員ごとの個別開示については、大きな変更はない。

改正案のうち、役員報酬等の開示については、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からの適用が予定される（経過措置はない）。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20181126_020471.html

◇11月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
東京新聞 (11月1日付朝刊24面)	インサイダー取引についてコメント	横山 淳
朝日新聞 (11月10日付朝刊7面)	消費税率引上げについてコメント	是枝 俊悟
毎日新聞 (11月11日付朝刊6面)	マイナンバーの金融機関への告知について コメント	吉井 一洋
日本経済新聞 (11月14日付夕刊6面)	相続法改正についてコメント	小林 章子
日経ヴェリタス (11月18日付52~53面)	相続法改正についてコメント	小林 章子
マネー研究所 (11月18日掲載)	相続法改正についてコメント	小林 章子
Financial Adviser (2018年冬号)	「NISAのロールオーバー制度を振り返ろう」	是枝 俊悟
Financial Adviser (2018年冬号)	「相続ルール改正でアドバイスは どう変わるか」	小林 章子
日経ビジネス (11月26日号)	年収1000万円世帯の税負担について コメント	是枝 俊悟
共同通信 (11月30日)	役員報酬についてコメント	横山 淳

◇11月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
11月7日 掲載	コラム：ニュージャージー州のある地方銀行の取り組み https://www.dir.co.jp/report/column/20181107_010140.html	鳥毛 拓馬
11月8日 掲載	コラム：そばの出前は8%、お店で食べれば10%、では原価は何%？ https://www.dir.co.jp/report/column/20181108_010141.html	吉井 一洋